

静岡県告示第241号

学校法人収益事業の種類（平成21年3月31日静岡県告示第344号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2条</b> 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業、林業</p> <p>(2) 漁業</p> <p>(3) 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>(4) 建設業</p> <p>(5) 製造業（「<u>武器製造業</u>」に関するものを除く。）</p> <p>(6) 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>(7) 情報通信業</p> <p>(8) 運輸業・郵便業</p> <p>(9) 卸売業、小売業</p> <p>(10) 保険業（「<u>保険媒介代理業</u>」及び「<u>保険サービス業</u>」に関するものに限る。）</p> <p>(11) 不動産業（「<u>建物売買業</u>、<u>土地売買業</u>」に関するものを除く。）、物品賃貸業</p> <p>(12) 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>(13) 宿泊業、飲食サービス業（「<u>料亭</u>」、<u>「酒場、ビヤホール</u>」及び「<u>バー、キャバレー、ナイトクラブ</u>」に関するものを除く。）</p> <p>(14) 生活関連サービス業、娯楽業（「<u>遊戯場</u>」に関するものを除く。）</p> <p>(15) 教育、学習支援業</p> <p>(16) 医療、福祉</p> <p>(17) 複合サービス事業</p> <p>(18) サービス業（他に分類されないもの）</p>	<p><b>第2条</b> 収益事業の種類は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業、林業</p> <p>(2) 漁業</p> <p>(3) 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>(4) 建設業</p> <p>(5) 製造業</p> <p>(6) 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>(7) 情報通信業</p> <p>(8) 運輸業、郵便業</p> <p>(9) 卸売業、小売業</p> <p>(10) <u>金融業</u>、保険業</p> <p>(11) 不動産業、物品賃貸業</p> <p>(12) 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>(13) 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>(14) 生活関連サービス業、娯楽業</p> <p>(15) 教育、学習支援業</p> <p>(16) 医療、福祉</p> <p>(17) 複合サービス事業</p> <p>(18) サービス業（他に分類されないもの）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。